

# いつもあなたに寄り添う

# 西門司



2023年度～2027年度  
令和5年度～令和9年度

住民発！

西門司校区 小地域福祉活動第一次計画

## ごあいさつ

西門司校区では、住民みんなが安心して暮らせる支え合いのまちづくりを目指して、地域住民や公私の社会福祉関係者が協力して地域福祉活動を進めてきました。特に、北九州市で平成5年に開始されたふれあいネットワーク活動にも平成11年より取り組み、「自分たちの地域の福祉課題は、自分たちが解決していく」という目的の下、見守り・助け合い・話し合いの活動を中心に小地域福祉活動を進めてきました。

現在は、全国的に本格的な少子高齢化時代となり、世帯構造についても大きな変換期を迎えています。北九州市においても少子高齢化や、障害を持つ人の増加、孤立死など地域の生活課題は一層の多様化を見せており、地域福祉の重要性の高まりが必要とされています。その中で行政と民間団体との役割分担と協働の指針である「北九州市の地域福祉2021-2025」（北九州市地域福祉計画）が行政により策定され、また行政計画と協働しながら北九州市社会福祉協議会が中心となって地域社会の福祉課題を解決するため「住民ふくしの元気プラン2021～2025」（北九州市地域福祉活動第六次計画）が策定されたところです。

西門司校区においても新しい課題が生まれてきており、今後地域福祉活動を進めていくためには、地域福祉を担う各種団体がもう一度地域の福祉課題を共有し、課題解決に向けて話し合い、協働を生み出していく協議の場が求められています。そこで、北九州市の地域福祉計画及び地域福祉活動計画と整合性を持ちながら、住民主導により地域福祉活動を進めるため、新しい小地域福祉活動計画を策定しました。

この計画の策定にあたりご尽力いただきました本計画策定委員会委員並びにご意見をお寄せいただきました関係者の皆様に、感謝を申し上げます、ご挨拶といたします。

西門司校区社会福祉協議会  
会長 藤原 俊和



## も く じ

ごあいさつ …1 p

第1章 西門司校区の現状と課題 …2 p

- 1 地域社会の動向
- 2 西門司校区の人口動向
- 3 地域の福祉課題  
(及び小地域福祉活動の課題)

第2章 計画策定にあたって …4 p

- 1 計画の性格
- 2 計画の期間
- 3 計画の策定経過

第3章 計画体系 …5 p

- 1 基本理念
- 2 基本目標
- 3 実施項目(体系図)
- 4 重点実施項目

第4章 計画の推進 …9 p

- 1 地域への計画の承認と周知
- 2 計画を推進するための体制
- 3 第二次計画の策定

参考資料 …10p～16p

- 1 策定委員会名簿
- 2 推進委員会名簿
- 3 策定委員会での協議事項
- 4 生活支援サービス運営要領
- 5 生活支援サービス別表



## 第1章 西門司校区の現状と課題

### 1 地域社会の動向

西門司校区の基礎データ（令和5年9月住民基本台帳）			
人 口	10,382 人	小 学 校	西門司小学校
世 帯 数	5,237 世帯	中 学 校	緑丘中学校
高 齢 化 率	33.0 %	活 動 拠 点	西門司公民館
福 祉 協 力 員 数	68 人	民 生 委 員 ・ 児 童 委 員 数	14 人
老 齡 人 口 65 歳 以 上	3,423 人	地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー	門 司 3
そ の 他 社 会 資 源 等	保育園、幼稚園、小学校、病院、児童福祉施設、居宅介護支援事業所、有料老人ホーム、デイサービス、スーパー、企業等		

西門司校区は、門司区の西に位置し、小倉北区に隣接しています。緑豊かな戸ノ上山を背景に、閑静な住宅地です。一戸建てや社宅に加え、近年は高層マンションも建設され子育て世代も多く門司区で最も人口が多い校区です。生活面では、大型スーパーやホームセンターもあり、とても便利です。また、門司港や小倉方面のバスも校区内を運行しています。



【夏まつり】



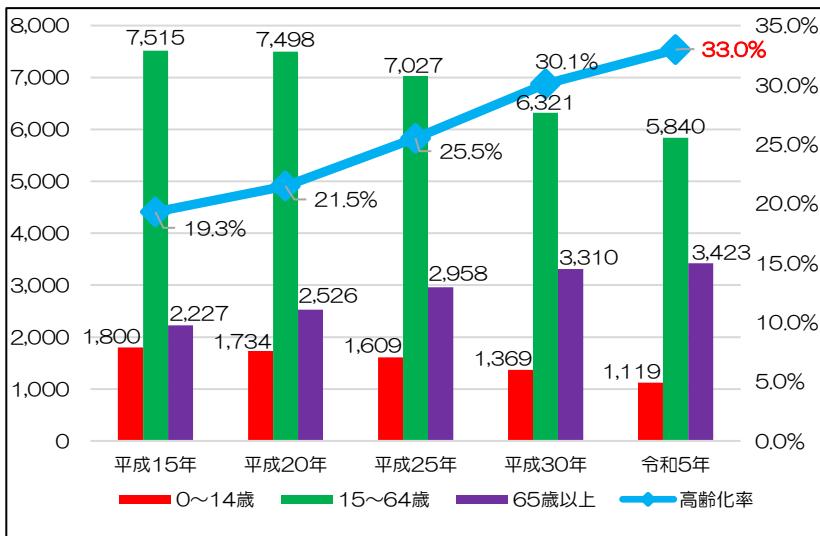
【校区敬老会】





## 2 西門司校区の人口動向

【表1】年齢別人口推移と高齢化率（住民基本台帳より）  
（平成15年から令和5年の20年間）

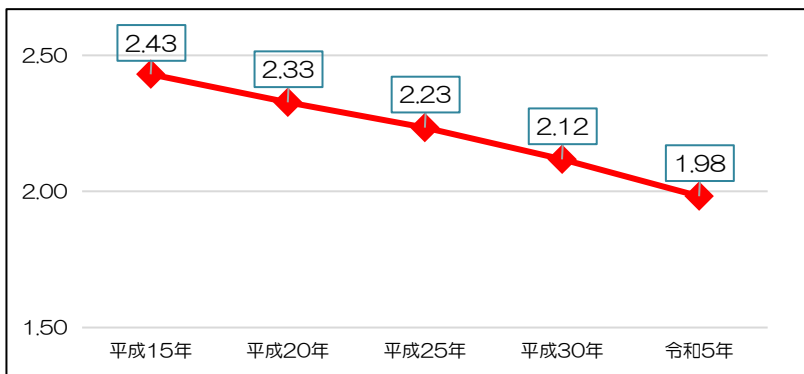


【表1】【表2】からわかる事

【表1】西門司校区の20年間の年齢別人口と高齢化率を表にしたものです。

- ・0~14歳、15~64歳の人口は減少傾向にあり、65歳以上の人口は増加している事から、高齢化率も進展し続けている事がわかります。

【表2】1世帯当たりの人員（住民基本台帳より）



【表2】西門司校区の1世帯当たりの人員の推移を表にしたものです。

- ・1世帯当たりの人員は、この20年間で0.45人減少しています。令和5年時点で1.98名となり、一人暮らしの世帯が増えていく事がわかります。

## 3 地域の福祉課題（及び小地域福祉活動の課題）

西門司校区では平成11年より「ふれあいネットワーク活動」による地域の見守りや声掛け、助け合い活動を行ってきました。しかしながら、近年は高齢化率の進展や独居高齢者を含む高齢者への新たな福祉課題への対応が求められています。

- ① 生活圏には、多くのスーパーや金融機関等があり便利な地域である一方、地形的なことが要因と考えられる福祉課題（ゴミ捨て等）も増えています。今後、さらに自治会や民生委員児童委員協議会等の地縁団体との連携を強化し、地域一丸となって様々な問題に取り組むことが必要とされています。また、地域住民による「共助」のしくみをいかに充実・継続していくことが課題になります。
- ② 今までには大きな災害はありませんでしたが、近年の異常気象による大雨等の災害や地震・津波に備える事が必要になります。平時より校区内の危険箇所等の把握と周知を行い、もしもの時に子どもから高齢者まで、いのちを守る行動をとれるような体制づくりが求められています。



## 第2章 計画策定にあたって

### 1 計画の性格

#### (1) 住民発信の行動計画

この計画は、校区の様々な福祉課題を解決するために、住民や民間団体が将来の見通しを持って計画的に活動しようとするための民間の行動計画です。

#### (2) 小地域の生活を支える計画

この計画は、校区に住む人たちの「生活」を支えることを活動の原点とする計画です。

#### (3) 北九州市及び北九州市社会福祉協議会・門司区社会福祉協議会と協働する計画

この計画は、北九州市及び北九州市社会福祉協議会・門司区社会福祉協議会の計画と連携しながら地域福祉活動を進めていく計画です。

#### (4) 西門司校区社会福祉協議会の活動指針となる計画

この計画は、西門司校区社会福祉協議会が地域福祉推進の中核的な団体としての方針や発展強化の道筋を明らかにする性格を有します。

### 2 計画の期間

令和5年度～令和9年度までの5ヵ年とします。計画の期間中、地域を取り巻く状況に大きな変化があれば、見直しを行います。

### 3 計画の策定経過

西門司校区では、地域福祉活動に取り組んでいる関係機関・団体等からの意見を踏まえ、民間の地域福祉に関する計画を策定するため、西門司校区小地域福祉活動計画策定委員会を令和5年2月27日に設置しました。14名の委員により7回に及ぶ協議を経て、西門司校区小地域福祉活動第一次計画を策定しました。(P12参考資料を参照)



## 第3章 計画体系

### 1 基本理念「みんなが安心して暮らせる支え合いのまちづくり」

子どもから高齢者まで、障害のあるなしに関わらず、誰もが住み慣れたところで安心して生活していくという想いを形にするために、「住民主体」と「地域共生社会の実現」という2つの考え方を基礎として、「みんなが安心して暮らせる支え合いのまちづくり」を基本理念として、実践していきます。

### 2 基本目標

#### 基本目標1

福祉の風土を広げ、地域の困りごとに気付く力を高めよう ～見守りのしくみの充実～  
 複雑・多様化する困りごとに気付き、受け止める見守り活動や場づくり（サロン活動等）の推進を図るとともに、地域住民の新たな参加の機会を生み出すための福祉教育や広報啓発を行います。

#### 基本目標2

住民、関係機関・団体のネットワークで、困りごとを話し合おう ～話し合いのしくみの充実～

地域の困りごとを共有し話し合うしくみの充実に取り組むとともに、多様な困りごとに対応できるよう、様々な関係機関・団体の参画促進を図ります。

また、話し合いによって共有した困りごとを地域の課題として捉え、より多くの住民や関係機関・団体が協働して解決できるよう、小地域福祉活動計画を推進します。

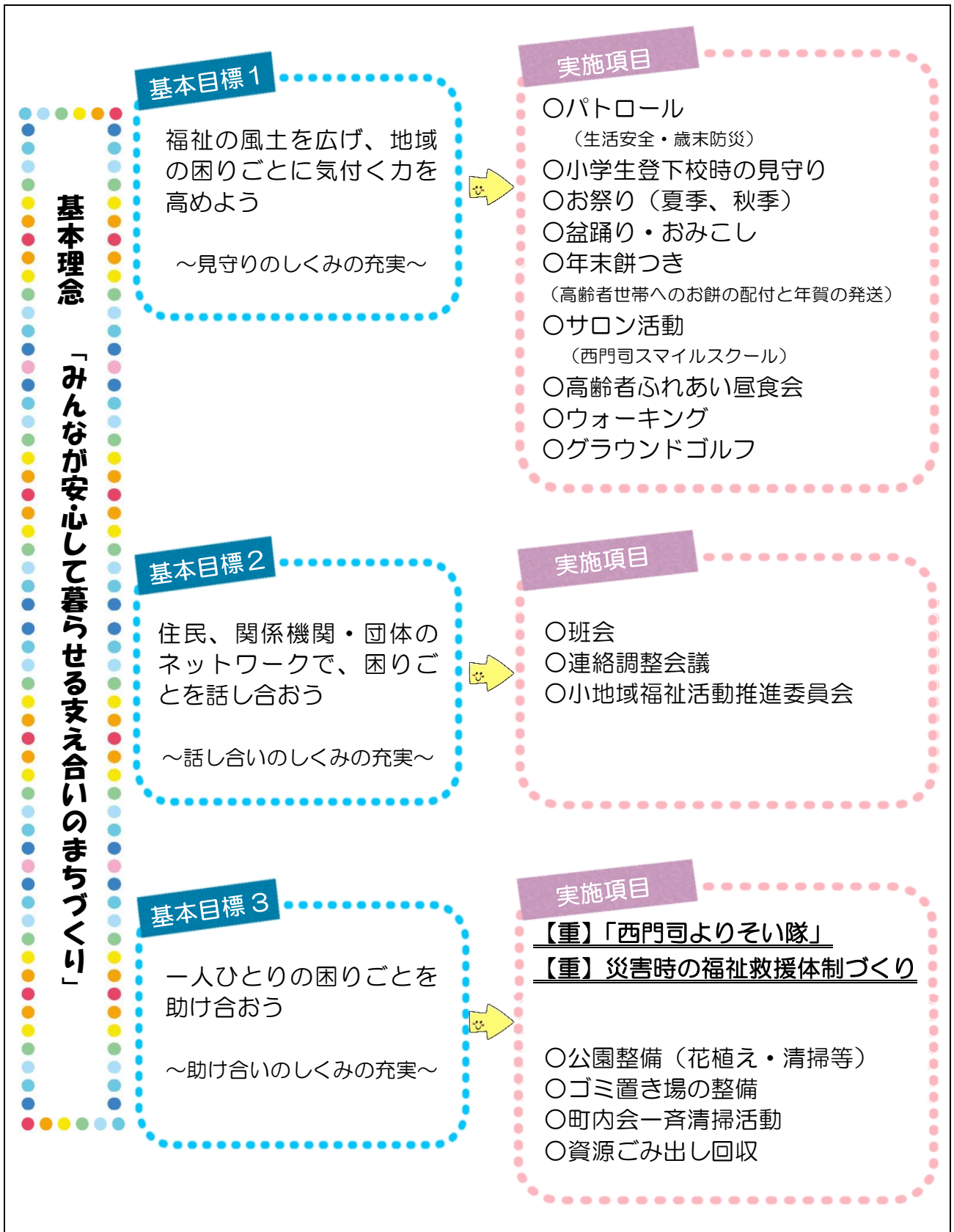
#### 基本目標3

一人ひとりの困りごとを助け合おう ～助け合いのしくみの充実～

一人ひとりの住民や関係機関・団体が持つそれぞれの強味を生かし、住民主体の助け合いのしくみとして、「西門司よりそい隊」を結成し、制度と制度の狭間による生活上のちょっとした困りごとをお手伝いする生活支援の充実を図ります。



## 3 実施項目（体系図）



**【重】** …特に力を入れて取り組む活動です  
○ …現在取り組んでいる活動です











## 4 重点実施項目

重点実施項目		西門司よりそい隊（生活支援）							
1 課題背景及び現状									
<p>西門司校区は門司区で最も人口が多い地域です。スーパーや金融機関や病院も多く、生活する上ではとても便利な地域です。若い世代も多くいますが、年々高齢化は進み、一人暮らしの高齢者世帯や高齢者のみの世帯も増加しています。階段や坂道が多い地域もあり、ゴミ出し等ちょっとした生活上の困りごとを支援する活動が望まれています。</p>									
2 活動の方針・目標									
<p>「西門司よりそい隊」を結成し、ゴミ出し支援等に取り組みます。対象を絞りモデル実施を行い、検証を重ねながら本格稼働を目指します。今後、地域に必要な生活上の困りごとにも対応できるように検討していきます。</p>									
3 段階的な取り組みの年次計画									
取り組み内容		連携する機関	R5	R6	R7	R8	R9	備考	
活動の準備	組織作り・運営方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校区社協</li> <li>・自治会</li> <li>・まち協</li> <li>・民児協</li> <li>・区社協</li> <li>・行政</li> </ul>	→						
	モデル実施に向けた活動のルール・実施要綱		→						
	住民アンケートの実施		→						
	モデル活動の実施		→						
活動の実施	活動の要綱決定・ルールの点検・決定				→				
	住民への周知		→	→	→	→	→		
	活動の実施				→	→	→		
	活動の点検・評価・見直しと報告						→		





重点実施項目	災害時の福祉救援体制づくり							
1 課題背景及び現状								
比較的災害に強い校区ですが、校区内には土砂災害・洪水浸水・高潮・津波の危険区域が一部あります。異常気象による大雨やいつ起こるかわからない地震等の災害に対する対策が必要です。								
2 活動の方針・目標								
想定外の災害に備えて、要支援者の情報共有や校区内の危険箇所等を地域住民に広報・周知していきます。また、防災訓練を通じて防災の知識や役立つ情報等を周知していきます。								
3 段階的な取り組みの年次計画								
取り組み内容	連携する機関	R5	R6	R7	R8	R9	備考	
各団体の所有する要支援者の情報共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校区社協</li> <li>・自治会</li> <li>・まち協</li> <li>・民児協</li> <li>・市民センター</li> <li>・区社協</li> <li>・行政</li> </ul>							
緊急連絡先の作成								
危険箇所・避難経路等の周知								
防災マップの作成								
災害に備えた役割分担と支援体制づくり								
避難訓練（レッドゾーン等）の実施								
研修等の実施								
活動の点検・評価・見直しと報告								



## 第4章 計画の推進

### 1 地域への計画の承認と周知

- ① 校区自治連合会総会等を通じた社会福祉協議会活動者への計画の承認と周知
- ② 計画の実施項目を進めていく上での関係機関・団体への周知・協力依頼
- ③ 計画書・概要版の配布等を通じた校(地)区住民への周知等、計画を推進していくために、計画の広報活動を行います。

### 2 計画を推進するための体制

#### (1) 小地域福祉活動計画推進委員会の設置

計画を推進していくために、西門司校区小地域福祉活動計画推進委員会を設置し、計画の進行管理を行います。

- ① 関係機関・団体との連携
- ② 計画内容の具体的な実施方法
- ③ 進行管理の実施等について、委員会では協議を進めていきます。

#### (2) 計画の進行管理

西門司校区小地域福祉活動計画推進委員会を2か月に1回程度開催します（当年度の事業推進の確認、年度内における中間確認、次年度の事業確認、また必要に応じて開催）。委員会では、PLAN（計画立案）DO（実行）CHECK（点検・評価）ACT（改善）というPDCAのサイクルを回しながら、計画内の各実施項目の進捗状況を把握し、うまく進行していない場合には、その原因を明らかにし、問題への対策を立て、その対応策を実施します。



#### (3) 計画の評価

計画期間の中間時点では計画全体の間見直しを行い、最終年度には総括評価を行います。

### 3 第二次計画の策定

第一次計画の推進状況を踏まえて、第二次計画の策定期間（第一次計画5カ年度）には新しく第二次計画策定委員会を設置し、計画策定に向けて協議を進めていきます。



## 【参考資料】

## 1 西門司校区小地域福祉活動計画策定委員会 委員名簿

	氏名	所属団体	役職	備考
1	藤原 俊和	校区社協・自治連合会・まち協	会長	
2	吉岐 勝	校区社協・自治連合会・まち協	副会長	
3	藤山 純一	校区社協・自治連合会・まち協	会計	
4	坂本 順子	婦人会	部長	
5	岩谷 くる美	民生委員・児童委員協議会	会長	
6	山路 京子	校区社協 福祉協力員		
7	宮坂 孝子	校区社協 福祉協力員		
8	福島 すま子	健康福祉部会 福祉協力員		
9	窪園 眞佐子	健康福祉部会 福祉協力員		
10	安藤 セツ子	健康福祉部会 福祉協力員		
11	門三野 義員	生活安全パトロール隊 福祉協力員		
12	松本 栄子	民生委員・児童委員協議会	主任児童委員	
13	木村 和子	校区社協	事務員	

## オブザーバー

1	北九州市社会福祉協議会 門司区事務所
2	門司区役所保健福祉課



## 2 西門司校区小地域福祉活動計画推進委員会 委員名簿

	氏名	所属団体	役職	備考
1	藤原 俊和	校区社協・自治連合会・まち協	会長	
2	壺岐 勝	校区社協・自治連合会・まち協	副会長	
3	藤山 純一	校区社協・自治連合会・まち協	会計	
4	岩谷 くる美	民生委員・児童委員協議会	会長	
5	国房 啓子	民生委員・児童委員協議会	副会長	
6	坂本 順子	婦人会	部長	
7	山路 京子	校区社協 福祉協力員		
8	宮坂 孝子	校区社協 福祉協力員		
9	福島 すま子	健康福祉部会 福祉協力員		
10	窪園 眞佐子	健康福祉部会 福祉協力員		
11	安藤 セツ子	健康福祉部会 福祉協力員		
12	門三野 義員	生活安全パトロール隊 福祉協力員		
13	松本 栄子	民生委員・児童委員協議会	主任児童委員	
14	緒方 淳子	校区社協	事務員	

## オブザーバー

1	北九州市社会福祉協議会 門司区事務所
2	門司区役所保健福祉課





### 3 策定委員会での協議事項

回	開催日	主な協議事項
1	令和5年 2月27日	第1回策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・小地域福祉活動計画の説明</li> <li>・策定委員の自己紹介</li> <li>・既存事業の取り組みの整理</li> </ul>
2	令和5年 3月13日	第2回策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存事業の取り組みを体系図に整理</li> <li>・地域課題の抽出</li> </ul>
3	令和5年5月12日～ 5月23日	福祉協力員へ「地域課題」と「活動上の課題」のアンケート調査協力依頼
4	令和5年 6月 5日	第3回策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケートの結果報告</li> <li>・既存事業の取り組みと抽出課題の突き合わせ</li> <li>・重点実施項目の検討</li> </ul>
5	令和5年 8月 7日	第4回策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・重点実施項目の決定</li> <li>・計画書のタイトル決め</li> </ul>
6	令和5年 10月 2日	第5回策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・重点実施項目の年次計画の検討</li> </ul>
7	令和5年 12月 4日	第6回策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・重点実施項目の活動の取り組みの検討</li> </ul>
8	令和6年 2月 5日	第7回策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画書（案）及び概要版（案）の検討</li> </ul>

#### 策定委員会の様子



## 生活支援サービス運営要領

### (目的)

第1条 このサービスは、日常生活上の困りごとがある世帯に対し、住民の助け合いによる生活支援により、誰もが住み慣れた地域で安心して、その人らしく暮らしつづけることができる地域づくりを目的とする。

### (名称)

第2条 本サービスの名称は「西門司よりそい隊」(以下よりそい隊)とする。

### (事務局)

第3条 よりそい隊の事務局は、西門司公民館に設置し、役員を置く。

### (役員及び職務)

第4条 よりそい隊に次の役員を置く。

- (1) 隊長 1名
- (2) 副隊長 1名
- (3) 事務担当 1名

2 役員の任務は次の通りとする。

- (1) 隊長は、よりそい隊を総括し、隊を代表する。
- (2) 副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 事務担当は、会計及び連絡調整を行う。

### (運営)

第5条 よりそい隊の運営に関する会議として、運営委員会を置く。

2 運営委員会は、運営に関する重要事項を協議する。

### (会計)

第6条 よりそい隊の会計は利用料金、西門司校区社会福祉協議会の助成金等をもって充てる。

2 会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日をもって終了する。

### (利用対象者)

第7条 サービスの対象者は西門司校区居住で、次のいずれかに該当し、日常生活に支援を必要とする世帯とする。

- (1) 高齢者のみの世帯
- (2) その他、隊長が認める世帯

2 サービスの利用を希望される方が公的なサービスを受けている場合、公的なサービスを優先するものとする。

### (サービス内容及び利用料)

第8条 サービス内容及び利用料等は別に定める。



（利用会員）

第9条 サービスを利用しようとする方は、利用会員とする。

（よりそい隊員）

第10条 よりそい隊員は、第8条に定めるサービスを提供する方とする。

（活動報告）

第11条 よりそい隊員は、当月の活動報告を、翌月10日までに、受領した利用券（チケット）を添えて、事務局に報告する。

（緊急時の対応）

第12条 よりそい隊員がサービス提供中、利用者の身体状況が急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに隊長に連絡するとともに、医療機関への救急搬送等適切な処置を行うものとする。

（事故の責任）

第13条 サービス提供中の事故に対しては、福祉サービス総合補償の範囲内において損害を賠償するものとし、その他の責任は負わないものとする。

（個人情報の保護及び隊員教育）

第14条 よりそい隊員は、活動で知り得た個人情報等を第三者に漏らしてはならない。  
2 個人情報の保護を周知徹底するため、役員等は隊員教育を行わなければならない。

（よりそい隊員及び利用会員の活動制限）

第15条 よりそい隊員及び利用会員は活動中に次に掲げる行為をしてはならない。

- （1）物品の斡旋、販売、金銭の貸し借り、物品を受ける行為
- （2）宗教、政治信条等の勧誘またはそれに類する行為

（補則）

第16条 この運営要領に定めるもののほか、必要な事項は、隊長が別に定め、次回の運営委員会で承認を得ること。



## 生活支援サービス 別表

項目	内容						
【利用登録】	<p>1. このサービスを利用しようとする世帯は、事前に申込みを行う。</p> <p>2. 利用登録の申込みがあったときは、必要に応じ訪問調査や面接を行い、内容を審査する。</p>						
【サービス内容】	<p>よりそい隊員は以下のサービスを提供する。</p> <p>1. ゴミ出し 活動内容：家庭ゴミをゴミステーションへ運ぶ。 条件：①分別された家庭ごみ。 玄関等においてあるものを、決められたゴミステーションに運ぶ。</p> <p>2. その他 活動において必要なことは隊長が定める。</p>						
【サービス申込み及び提供日時】	<p>1. サービスの申込み時間 (1) 曜日：月曜日から金曜日（お盆・年末年始・祝日を除く） (2) 時間：10時から16時までとし、電話もしくは来所申込みとする。</p> <p>2. サービス提供時間 (1) 曜日、時間：ゴミ出しは、北九州市がゴミを出して良いとする時間帯をサービス提供時間とする。</p>						
【キャンセルについて】	<p>1. 利用者は、自己の都合によりキャンセルする場合は、事務局へ連絡する。</p> <p>2. 隊長は、利用会員がサービスの必要性を失った場合や本要領の趣旨に反すると認められた場合、サービスを取り消すことができる。</p>						
【サービス利用料】	<p>1. 利用料は、次の通り定める。</p> <table border="1" data-bbox="470 1646 1348 1736"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>作業単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ゴミ出し</td> <td>1回</td> <td>50円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 利用料は、事前に購入した利用券（チケット）で支払うものとする。</p>	内容	作業単位	金額	ゴミ出し	1回	50円
内容	作業単位	金額					
ゴミ出し	1回	50円					
【活動報告】	<p>1. よりそい隊員は、当月の活動報告を、翌月10日までに、受領した利用券（チケット）を添えて、事務局に報告する。</p>						





【活動中について】	1. 活動中は、身分を証明する名札を着用し、清潔な身だしなみに心掛ける。
【活動時の保障】	1. よりそい隊は、「福祉サービス総合補償」に加入する。 加入にかかる保険料は、よりそい隊の会計より支出する。  <<保障の種類と内容>> ① 加入プラン：Aプラン ② 死亡保険金：410万円 ③ 保険料：延べ活動従事者数×17円 ④ 入院保険金：日額3,100円×入院日数 (事故の発生の日から180日以内) ⑤ 通院保険金：日額2,000円×通院日数 (事故の発生の日から180日以内の90日限度)



## 社会福祉協議会イメージキャラクター

### プチボザウルス Petit vo saurus

Petit (プチ: ちっちゃな) Volunteer (ボランティア) Saurus (サウルス≒恐竜)



#### 西門司校区社会福祉協議会

〒800-0048 北九州市門司区稲積 1-3-2 西門司公民館内

TEL・FAX 093-381-8397

西門司校区社会福祉協議会 HP

西門司校区社会福祉協議会



#### 北九州市社会福祉協議会門司区事務所 (門司区社会福祉協議会)

〒801-8510 北九州市門司区清滝一丁目 1 番 1 号門司区役所内

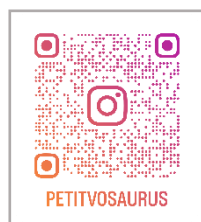
TEL 093-331-3688 FAX 093-331-5994

#### 北九州市社会福祉協議会

〒804-0067 北九州市戸畑区汐井町 1 番 6 号ウェルとばた 8階

(代表) TEL 093-882-4401 FAX 093-882-3579

(地域福祉部) TEL 093-882-4425 FAX 093-873-1351



PETITVOSAURUS



Instagram  はじめました

